

令和 2 年（ 2 0 2 0 年 ） 3 月 3 1 日

各発注機関の長 様

土 木 部 長  
（ 公印省略 ）

県発注工事における社会保険等未加入対策について（通知）

このことについては、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に係る法定福利費を適切に負担する事業者による公平で健全な競争環境の構築を図る観点から、建設業許可申請時の未加入業者への指導及び関係部局への通報、本県の入札参加資格審査における社会保険等未加入建設業者の排除等の取組を進めてきたところです。

一方、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の改正（平成 2 6 年 9 月 3 0 日閣議決定）において、下請業者も含めて社会保険等未加入建設業者の公共工事からの排除を図ることが規定されるなど、各地方公共団体において一層の取組を推進するよう求められています。

これらを踏まえ、本県では熊本県公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）を一部改正し、県が発注する全ての建設工事において、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを禁止する取組を段階的に実施しています。

つきましては、令和 2 年度（ 2 0 2 0 年度 ）から実施する取組に係る事務手続きを下記のとおり定めましたので適切に運用されますようお願いいたします。

なお、平成 3 1 年（ 2 0 1 9 年 ） 3 月 1 5 日付け監第 9 3 4 号については、令和 2 年（ 2 0 2 0 年 ） 3 月 3 1 日をもって廃止することとし、本通知については、令和 2 年（ 2 0 2 0 年 ） 4 月 1 日以降に契約の申込みの誘引を行う建設工事に適用します。

記

1 取組の内容

下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、社会保険等未

加入建設業者を下請契約の相手方としてはならないこととし、県発注の建設工事における下請業者から社会保険等未加入建設業者を排除する。

## 2 社会保険等未加入建設業者の定義

建設業許可を有する者で、次のいずれかの届出の義務を履行していないものをいう。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

- (1) 健康保険法第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法第7条の規定による届出

## 3 社会保険等未加入建設業者の確認方法

工事担当課の監督員は、下請業者について、受注者から提出された施工体制台帳（下請契約報告事務取扱要領に定める別記様式2をいう。以下同じ。）及び再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認する。すべての加入状況が「加入」又は「適用除外」であれば、社会保険等未加入建設業者に該当しないものとする。

## 4 一次下請業者が社会保険等未加入建設業者である場合の措置

- (1) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない理由の請求  
工事担当課の監督員は、施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しを速やかに契約担当課に送付する。

契約担当課は、受注者に対し、様式1-1により当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（様式2（以下「理由書」という。））を速やか（概ね7日以内）に提出するよう通知する。

受注者から理由書が提出された場合は、契約担当課及び工事担当課は、理由書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行い、受注者が当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない工場の施工が困難になること等の特別の事情に該当するか否かについて、当該工事の本庁所管課及び土木部監理課と協議したうえで判断する。

なお、理由書が提出されなかった場合は、当該特別の事情を有しないものとみなす。

## (2) 受注者に対する通知

特別の事情を有すると認められる場合

契約担当課は、受注者に対し、様式 3 - 1 により当該特別の事情を有すると認められた旨を通知するとともに、併せて一定の指定期間内（概ね 30 日以内）に当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（様式 4（以下「確認書類」という。））を提出するよう求める。

なお、受注者から指定期間内に確認書類が提出されなかった場合は、様式 5 - 1 により約款の規定に違反している旨及び違約罰の請求予告を通知する。

特別の事情を有すると認められない場合

契約担当課は、受注者に対し、様式 6 により特別の事情を有するものと認められない旨及びその理由に併せて、約款の規定に違反している旨及び違約罰の請求予告を通知する。

なお、理由書が提出されなかったことにより、特別の事情を有しないものとみなした場合は、様式 7 により約款の規定に違反している旨及び違約罰の請求予告を通知する。

## 5 二次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者である場合の措置

### (1) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない理由の請求

工事担当課の監督員は、施工体制台帳（再下請負通知書を含む）の写し及び下請契約書の写しを速やかに契約担当課に送付する。

契約担当課は、受注者に対し、様式 1 - 2 により、社会保険等未加入建設業者に社会保険等に参加することを指導するよう通知するとともに、当該通知を行った日から 30 日以内に、確認書類又は理由書を提出することを求める。

この際、当該期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されず、かつ、当該特別の事情を有すると認められなかった場合には、約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨併せて通知する。

ただし、受注者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、発注者は、確認書類又は理由書の提出期間を様式 3 - 2 により 60 日（当該下請負人が二次以外の場合は 90 日）に延長することができる。

その後、受注者から理由書が提出された場合は、契約担当課及び工事担当課は、理由書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行い、受注者が当該未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難になること等の特別の事情に該当するか否かについて、当該工事の本庁所管課及び土木部監理課と協議したうえで判断する。

なお、理由書が提出されなかった場合は、当該特別の事情を有しないものとみなす。

## (2) (1) に定める期間内に確認書類が提出されなかった場合の受注者に対する通知

理由書から特別の事情を有すると認められる場合

契約担当課は、受注者に対し、様式 3 - 3 により当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に参加することを指導するよう求める。

理由書から特別の事情を有すると認められない場合

契約担当課は、受注者に対し、様式 5 - 2 により特別の事情を有するものと認められない旨及びその理由並びに約款の規定に違反している旨を通知する。

なお、理由書が提出されなかったことにより、特別の事情を有しないものとみなした場合は、様式 5 - 3 により約款の規定に違反している旨を通知する。

## 6 土木部監理課への通報

契約担当課は、社会保険等未加入建設業者である下請負人に対し、違約罰の請求予告又は約款に違反している旨の通知を行った場合は、様式 8 により当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称等を土木部監理課に通報する。

## 7 許可権者による指導等

土木部監理課は、6 の通報を受けたとき又は二次以下の下請負人で特別の事情を有すると認められると判断した場合、当該未加入建設業者の許可権者が熊本県知事の場合は、建設業許可時と同様に「熊本県建設業者社会保険未加入対策実施要領」に基づく社会保険等の加入に係る指導等を行う。

なお、当該未加入建設業者の許可権者が国土交通大臣又は他の都道府県知事の場合は、当該許可権者に報告する。

## 8 社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した受注者に対する指名停止等

- (1) 契約担当課は、受注者に対して違約罰として違約金の請求を行ったときは、熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の別表第1の4（契約違反等）に該当するとして、同要領第15条第1項により土木部長に報告を行う。
- (2) 土木部長は、(1)の報告受け、同要領に基づき知事が指名停止を行った場合、直ちに関係機関の長に通知する。
- (3) 工事担当課は、(2)の定めによる指名停止の通知があった場合は、工事成績評定の減点に必要な対応を行う。

## 9 その他

- (1) 最終的に提出された施工体制台帳（再下請負通知書を含む）の写し、下請契約書の写し、理由書及び確認書類は、契約担当課において、契約関係図書の一部として保存する。
- (2) それぞれの下請負人が行う工事の終了後に、当該下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあっては、上記4～8の規定に準じて取り扱う。

( 様式 1 - 1 )

文 書 番 号  
年 月 日

( 受注者 ) 様

( 発注機関の長 )

社会保険等未加入建設業者を一次下請負人としなければならない  
特別の事情を記載した書面の提出等について ( 通知 )

年 月 日付けで貴社と契約を締結した「( 工事名 )」について、施工体制台帳を確認した結果、下記のとおり社会保険等未加入建設業者が確認されました。

つきましては、熊本県公共工事請負契約約款第7条の2第2項(1)号アの規定に基づき、年 月 日( )までに、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面(以下「理由書」という。)を提出するよう通知します。

なお、当該期日までに理由書が提出されなかった場合は、特別の事情を有しないものとみなします。

また、理由書によっても、社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない工場の施工が困難となる等、特別の事情があると発注者が認めない場合には、同条第1項の規定に違反することになりますので、併せて通知します。

記

1 工事名	
2 一次下請業者名	
3 未加入の社会保険等 ( 該当するものに○ )	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険

(様式 1 - 2)

文 書 番 号  
年 月 日

(受注者) 様

(発注機関の長)

社会保険等未加入建設業者を 次下請負人としなければならない  
特別の事情を記載した書面の提出等について(通知)

年 月 日付けで貴社と契約を締結した「(工事名)」について、施工体制台帳を確認した結果、下記のとおり社会保険等未加入建設業者(次下請「建設」)が確認されましたので、当該下請負人が社会保険等に参加することを指導するよう求めます。

つきましては、熊本県公共工事請負契約約款第7条の2第2項第(2)号の規定に基づき、年 月 日( )【本通知から30日】までに、当該下請負人が、未加入の社会保険等につき届出をした事実を確認することができる書類(以下「確認書類」という。)又は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面(以下「理由書」という。)を提出するよう通知します。

なお、当該期日までに理由書が提出されなかった場合は、特別の事情を有しないものとみなします。

ただし、「建設」に 保険に加入するよう適切に指導を行ったにもかかわらず 法第 条の規定による届出に係る手続が完了していないなど、当該期間内に確認書類又は理由書を提出できない相当の理由があり、当該提出期間の延長を求める場合は、貴社が「建設」に指導を行ったことを示す資料を当該期間内に提出してください。

また、理由書によっても、社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる等、特別の事情があると発注者が認めない場合には、同条第1項の規定に違反することになりますので、併せて通知します。

記

1 工事名	〇〇〇工事
2 次下請業者名	建設
3 未加入の社会保険等 (該当するものに○)	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険

( 様式 2 )

年 月 日

( 発注機関の長 ) 様

住 所  
商号又は名称  
代表者名

印

社会保険等未加入建設業者を 次下請負人としなければならない理由について

年 月 日付けで契約を締結した下記の工事について、当該社会保険等未加入建設業者を 次下請負人としなければならない理由を提出します。

記

1 工事名	工事
2 次下請業者名	建設
3 未加入の社会保険等 ( 該当するものに○ )	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険
4 理由	のため



( 様式 3 - 1 )

文 書 番 号  
年 月 日

( 受注者 ) 様

( 発注機関の長 )

熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項 ( 1 ) 号アに定める  
特別の事情の認定等について

年 月 日付けで貴社と契約を締結した「( 工事名 )」については、  
一次下請である「 建設」が 法第 条による届出をしていないことが  
確認されましたが、 年 月 日付けで貴社が提出した理由書を確認し  
た結果、熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項 ( 1 ) 号アに定める特  
別の事情を有するものと認めます。

つきましては、 年 月 日 ( ) までに、当該社会保険等未加入建  
設業者が 法第 条による届出の義務を履行した事実を確認することがで  
きる下記の書類 ( 以下「確認書類」という。 ) を提出してください。

なお、当該期日までに確認書類が提出されなかった場合は、熊本県公共工事  
請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することになりますので、併せて  
通知します。

## 記

( 1 ) 健康保険又は厚生年金保険について ( 以下のいずれか )

領収証書

社会保険料納入証明 ( 申請 ) 書

資格取得確認及び標準報酬決定通知書

( 2 ) 雇用保険について ( 以下のいずれか )

「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」

雇用保険被保険者資格取得等通知書 ( 事業主通知用 )

労働保険料納入証明書

( 様式 3 - 2 )

文 書 番 号  
年 月 日

( 受注者 ) 様

( 発注機関の長 )

熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 ( 2 ) 号に基づく  
確認書類又は特別事情申請書の提出期間延長について

年 月 日付けで貴社と契約を締結した「( 工事名 )」については、  
次下請である「 組」が 法第 条による届出をしていないことが確  
認されました。

そのため、熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 ( 2 ) 号に基づ  
き、「 組」が 法第 条の規定による届出をした事実を確認することので  
きる書類(以下「確認書類」という。)又は当該社会保険等未加入建設業者を下  
請負人としなければならない、特別の事情を記載した書面(以下「理由書」と  
いう。)について、 年 月 日( )までに提出するよう通知したとこ  
ろです。

しかし、 年 月 日付けで貴社が提出した資料により当該期間内に  
確認書類又は理由書を提出できない相当の理由があると認められたため、提出  
期間を 年 月 日【様式 1 - 2 の通知をした日から 60 日間( 3 次以下  
の下請負人は 90 日間)】まで延長するものとします。

なお、延長後の期日までに確認書類又は理由書が提出されなかった場合は、  
熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することになりま  
すので、併せて通知します。

( 様式 3 - 3 )

文 書 番 号  
年 月 日

( 受注者 ) 様

( 発注機関の長 )

熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項 ( 2 ) 号アに定める  
特別の事情の認定等について

年 月 日付けで貴社と契約を締結した「( 工事名 )」については、  
次下請である「 組」が 法第 条による届出をしていないことが確  
認されましたが、 年 月 日付けで貴社が提出した資料に基づき、貴  
社が熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 ( 2 ) 号アに定める特別  
の事情を有するものと認めます。

つきましては、当該工事については、「 組」を下請負人とすることができ  
ますが、引き続き、当該下請負人が〇〇保険に加入することを指導するよう求  
めます。

( 様式 4 )

年 月 日

( 発注機関の長 ) 様

住 所  
商号又は名称  
代表者名

印

社会保険等への加入状況に係る確認書類について

このことについて、 年 月 日付けで契約を締結した下記の工事について、未加入の社会保険等について届出の義務を履行したことを確認しましたので、その事実を確認することのできる書類を提出します。

記

1 工事名	
2 ○次下請業者名	建設
3 加入した社会保険等 (該当するものに○)	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険
4 確認書類 (添付したものに○)	( 1 )健康保険又は厚生年金保険(以下のいずれか) 領収証書 社会保険料納入証明(申請)書 資格取得確認及び標準報酬決定通知書  ( 2 )雇用保険(以下のいずれか) 「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定 保険料申告書」 雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主 通知用) 労働保険料納入証明書

( 様式 5 - 1 )

文 書 番 号  
年 月 日

( 受注者 ) 様

( 発注機関の長 )

熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 3 項に定める違約罰の  
請求の予告について

年 月 日付けで貴社と契約を締結した「( 工事名 )」については、  
一次下請である「 建設」が 法第 条による届出をしていないことが  
確認されました。

しかしながら、年 月 日付けで貴社が提出した理由書を確認した  
結果、熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 ( 1 ) 号アに定める特  
別の事情を有するものと認めため、当該社会保険等未加入建設業者が 法  
第 条による届出の義務を履行した事実を確認することのできる書類を提出  
するよう通知しましたが、期限である 年 月 日 ( ) までに提出が  
ありませんでした。

つきましては、同条第 1 項の規定に違反していることから、同条第 3 項の規  
定に基づき、貴社が「 建設」と締結した下請契約の最終の請負代金の額の  
10 分の 1 に相当する額につき、違約罰の請求を行うこととなりますので、予  
め連絡いたします。

( 様式 5 - 2 )

文 書 番 号  
年 月 日

( 受注者 ) 様

( 発注機関の長 )

熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項に定める違反への  
措置について

年 月 日付けで貴社と契約を締結した「( 工事名 )」については、  
○次下請である「 建設」が 法第 条による届出をしていないことが  
確認されました。

そのため、貴社に対して、「 建設」が○○法第○条の規定による届出をし  
た事実を確認することができる書類を 年 月 日【延長があったとき  
は、延長後の期限】までに提出するよう通知しましたが、当該期間内に提出が  
ありませんでした。

また、 年 月 日付で、貴社が提出した理由書を確認した結果、下  
記の理由により、熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 ( 2 ) 号ア  
に定める特別の事情を有するものと認められませんでした。

つきましては、同条第 1 項の規定に違反しますので通知します。

記

( 記載例 )

必ずしも 建設でなければ本工事を施工できないとみとめられないため。  
機械については、必ずしも特殊ではないため。

( 様式 5 - 3 )

文 書 番 号  
年 月 日

( 受注者 ) 様

( 発注機関の長 )

熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項に定める違反への  
措置について

年 月 日付けで貴社と契約を締結した「( 工事名 )」については、  
○次下請である「 建設」が 法第 条による届出をしていないことが  
確認されました。

そのため、貴社に対して、「 建設」が○○法第○条の規定による届出をし  
た事実を確認することができる書類を 年 月 日【延長があったとき  
は、延長後の期限】までに提出するよう通知しましたが、当該期間内に提出が  
ありませんでした。

また、同通知で、貴社に対して、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人  
としなければならない理由を記載した書面を提出するよう通知しましたが、  
年 月 日までに提出がありませんでしたので、熊本県公共工事請負契  
約約款第 7 条の 2 第 2 項第 ( 2 ) 号アに定める特別の事情を有しないものとみ  
なしました。

つきましては、同条第 1 項の規定に違反しますので通知します。

( 様式 6 )

文 書 番 号  
年 月 日

( 受注者 ) 様

( 発注機関の長 )

熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 3 項に定める違約罰の  
請求の予告について

年 月 日付けで貴社と契約を締結した「( 工事名 )」については、  
一次下請である「 建設」が 法第 条による届出をしていないことが  
確認され、 年 月 日付けで貴社が提出した理由書を確認した結果、  
下記の理由により、熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 ( 1 ) 号  
アに定める特別の事情を有するものと認められませんでした。

つきましては、同条第 1 項の規定に違反していることから、同条第 3 項の規  
定に基づき、貴社が「 建設」と締結した下請契約の最終の請負代金の額の  
10 分の 1 に相当する額につき、違約罰の請求を行うこととなりますので、予  
め連絡いたします。

記

( 記載例 )

必ずしも 建設でなければ本工事を施工できないと認められないため。

機械については、必ずしも特殊ではないため。



( 様式 7 )

文 書 番 号  
年 月 日

( 受注者 ) 様

( 発注機関の長 )

熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 3 項に定める違約罰の  
請求の予告について

年 月 日付けで貴社と契約を締結した「( 工事名 )」については、  
一次下請である「 建設」が 法第 条による届出をしていないことが  
確認されました。

そのため、年 月 日付けで、貴社に対して、当該社会保険等未加  
入建設業者を一下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面を提  
出するよう通知しましたが、期限である 年 月 日 ( ) までに提出  
がありませんでしたので、熊本県公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 ( 1 )  
号アに定める特別の事情を有しないものとみなします。

つきましては、同条第 1 項の規定に違反していることから、同条第 3 項の規  
定に基づき、貴社が「 建設」と締結した下請契約の最終の請負代金の額の  
10 分の 1 に相当する額につき、違約罰の請求を行うこととなりますので、予  
め連絡いたします。

( 様式 8 )

文 書 番 号  
年 月 日

監理課長 様

( 発注機関の長 )

社会保険等に未加入である建設業者の通報について

このことについて、下記のとおり通報します。

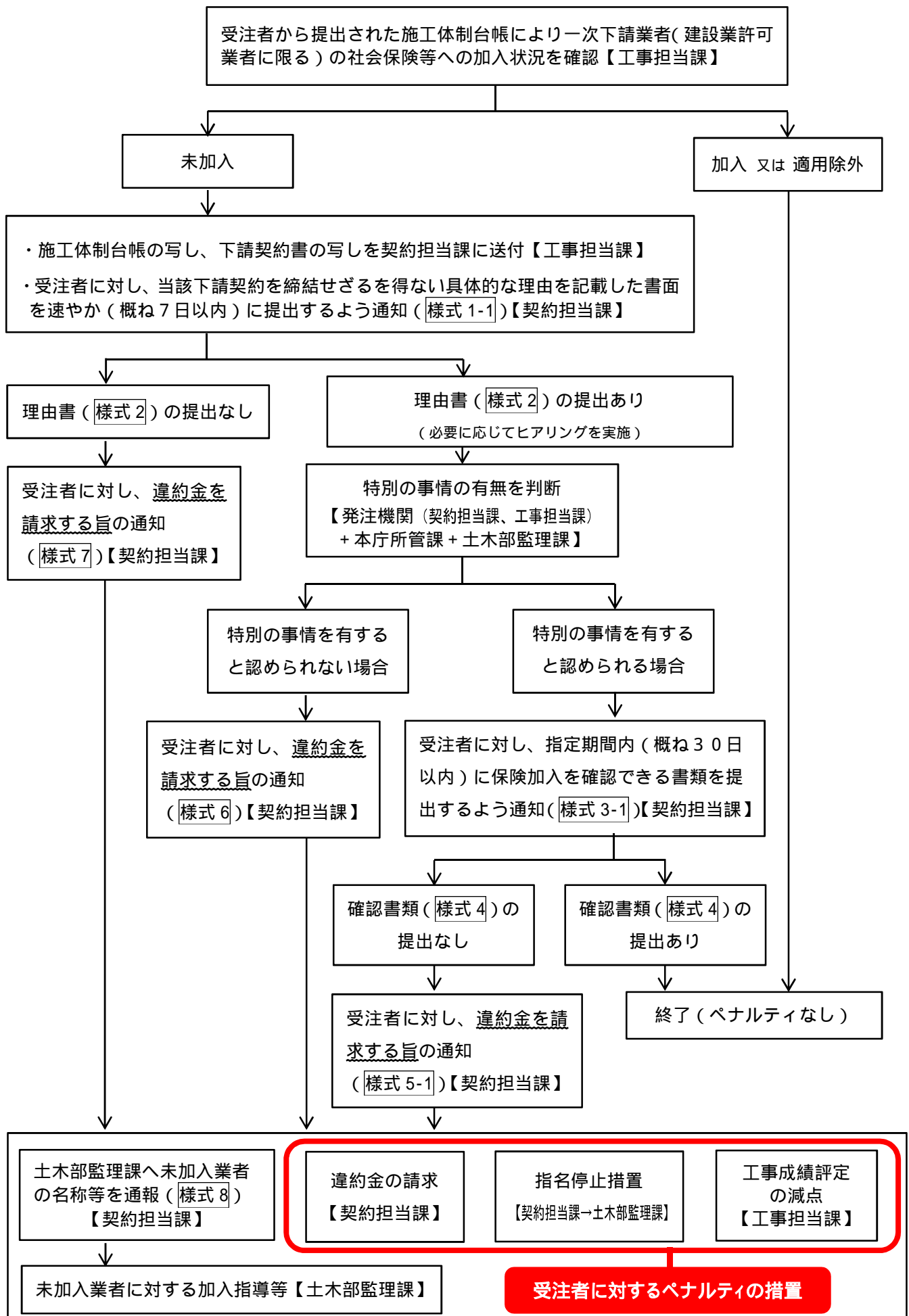
記

1 工事名	〇〇〇工事
2 受注者名	建設
3 未加入建設業者名	〇次下請 建設
4 未加入の社会保険等 ( 該当するものに〇 )	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険
5 通報した経緯 ( 該当するものに〇 )  2次以下の下請負人の場合は、(1)+(3)又は(2)+(3)の組合せとなる	( 1 ) 理由書の提出がなかった ( 2 ) 特別の事情を有すると認められなかった ( 3 ) 保険加入を確認できる書類の提出がなかった
6 添付書類	・ 施工体制台帳 ( 下請負人に関する事項 ) ( ・ 再下請負通知書 ) ・ 施工体系図 ・ 当該未加入建設業者に係る下請契約書

# 社会保険等未加入対策に係る手続きフロー

参 考

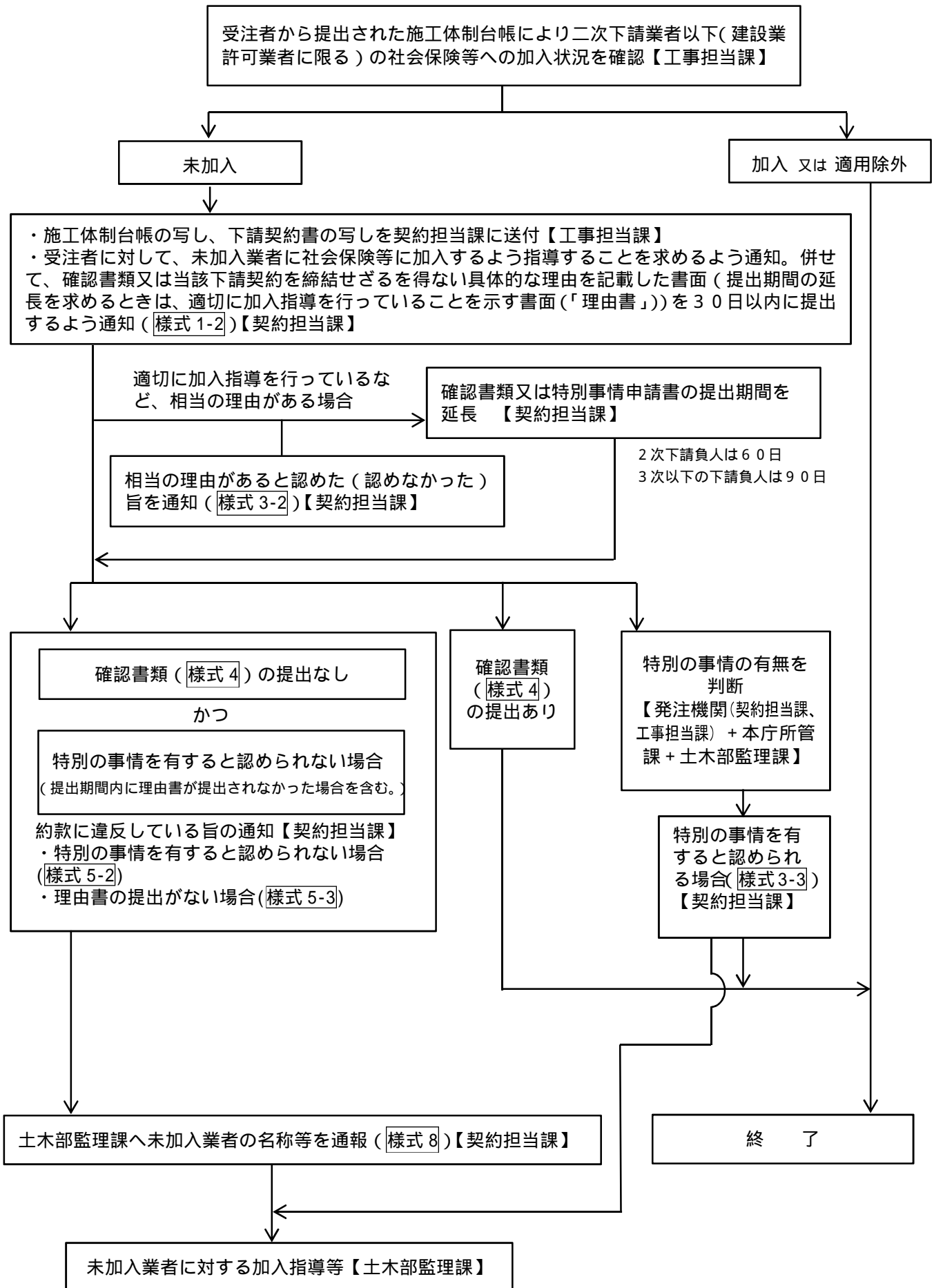
< 一次下請業者（元請に対するペナルティあり）：2020年4月1日～ >



# 社会保険等未加入対策に係る手続きフロー

参 考

< 二次下請業者以下（元請に対するペナルティなし）：2020年4月1日～ >



# < 下請負人に関する事項 >

参 考

会社名				代表者名				
住 所 電話番号	〒 ( 電話 )							
工事名称 及び 工事内容								
工 期	自	年	月	日	契約日	年	月	日
	至	年	月	日				

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入の有無 <sup>1</sup>	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
	事業所整理 記号等	営業所の名称 <sup>2</sup>	健康保険 <sup>3</sup>	厚生年金保険 <sup>4</sup>

この部分が「加入」又は「適用除外」となっていることを確認する。  
 なお、1つでも「未加入」があれば社会保険等未加入建設業者として  
 取り扱う。

現場代理人名			安全衛生推進官名		
権限及び 意見申出方法			雇用管理責任者名		
主任技術者名 <sup>6</sup>	専 任 非専任	専門技術者名 <sup>7</sup>			
資格内容 <sup>8</sup>			資格内容		
			担当工事内容		

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	--------------------	---	---	--------------------	---	---

- 記入要領
- [ 健康保険等の加入状況 ]
- 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を で囲む。
  - 請負契約に係る営業所の名称について記載。
  - 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
  - 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
  - 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- [ 主任技術者、専門技術者の記入要領 ]
- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに 印を付すこと。
  - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねることができる。)複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
  - 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
- 経験年数による場合
- |               |            |                        |
|---------------|------------|------------------------|
| 1) 大学卒[指定学科]  | 3年以上の実務経験  | 資格等による場合               |
| (短大・高専卒業者を含む) |            | 1) 建設業法「技術検定」          |
| 2) 高校卒[指定学科]  | 5年以上の実務経験  | 2) 建築士法「建築士試験」         |
| 3) その他        | 10年以上の実務経験 | 3) 技術士法「技術士試験」         |
|               |            | 4) 電気工事士法「電気工事士試験」     |
|               |            | 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」 |
|               |            | 6) 消防法「消防設備士試験」        |
|               |            | 7) 職業能力開発促進法「技能検定」     |
- 2～5については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加。